



市町村のまちづくり

大洗町景観計画の策定 ～大洗町～

大洗町都市建設課 根本 英 昭



経緯

大洗町は、茨城県太平洋沿岸のほぼ中央に位置し、那珂川や涸沼などの水に囲まれた美しい自然環境を背景に、「人が輝き 海が育む ふれあいのまち大洗」を将来像としてまちづくりを進めています。

本町は、神磯、大洗海岸、大洗港などの海に面した景勝地に加え、台地から見下ろす海と街並みの眺め、涸沼の自然景観など、たくさんの魅力ある景観資源を有しており、このような素晴らしい景観資源を保全・活用し、大洗らしい魅力あるまちづくりを進め、町全体の活性化につなげることが重要であると考えていました。

そこで、平成24年3月に、景観行政団体となり、平成27年12月に「大洗町景観計画」を策定しました。

大洗町景観計画

このような景観特性を有する本町では、眺望景観やビュースポットの保全・活用、景観を統一したまちづくり、協働による景観づくり等を進めるための道筋を示すとともに、「水辺・緑」、「生活・産業」、「歴史・文化」等の景観を構成するエレメントの保全・活用策を示すことが課題でした。

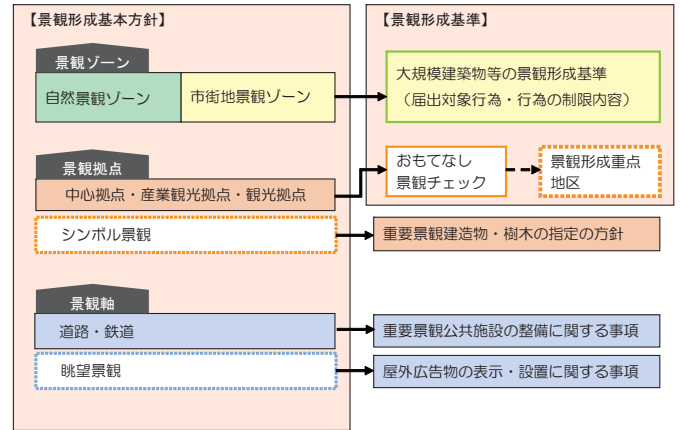
そこで、町民、事業者及び行政の協働により良好な景観形成を図り、景観資源を地域づくりに活用するとともに、次世代へ継承していくことを目的として本計画を策定しました。

景観計画区域

景観計画区域（景観法第8条第2項）については、海や河川などの水辺に囲まれ緑豊かな美しい景観を保全し、景観を通じて人と人とのつながりが生まれるよう、「大洗町全域」としています。また、重点的かつ先行的に景観の整備を図る必要がある地区として、街路事業が進められている「駅前海岸線沿道地区」と、大洗磯前神社や観光施設等が分布する「宮下地区」を景観形成重点地区として設定しています。

大洗町景観計画の構成

本計画では、次のような流れで基本方針、景観形成基準を設定しました。



①景観形成基本方針

景観形成基本方針については、本町を大きく「自然景観ゾーン」と「市街地景観ゾーン」に区分するとともに、訪れる人を迎える「おもてなし」の舞台として、「観光拠点」と「中心拠点」、「産業観光拠点」を位置づけました。

また、これらの連携を図る景観要素として、「景観軸」を設定するとともに、大洗町の良好な景観要素として、「シンボル景観・眺望景観」を設定しました。

景観ゾーンの基本方針

【自然景観ゾーン】

- 広大な水辺と緑、集落環境が調和する自然景観の保全

【市街地景観ゾーン】

- 海辺の暮らしの営みと緑、眺めが調和する市街地景観づくり

景観拠点の基本方針

【観光拠点①（大洗海岸公園周辺）】

- 海の自然景観と歴史・文化を満喫できる観光景観づくり

【観光拠点②（総合運動公園・涸沼周辺）】

- 涸沼の自然と交流を楽しめる観光景観づくり

【中心拠点（市街地中心部）】

- 駅と海をつなぎ町の顔となる魅力ある街並み・景観づくり

【産業観光拠点（臨港地区周辺）】

- 海の玄関口として賑わいと港らしさを感じる街並み・景観づくり

景観軸の基本方針

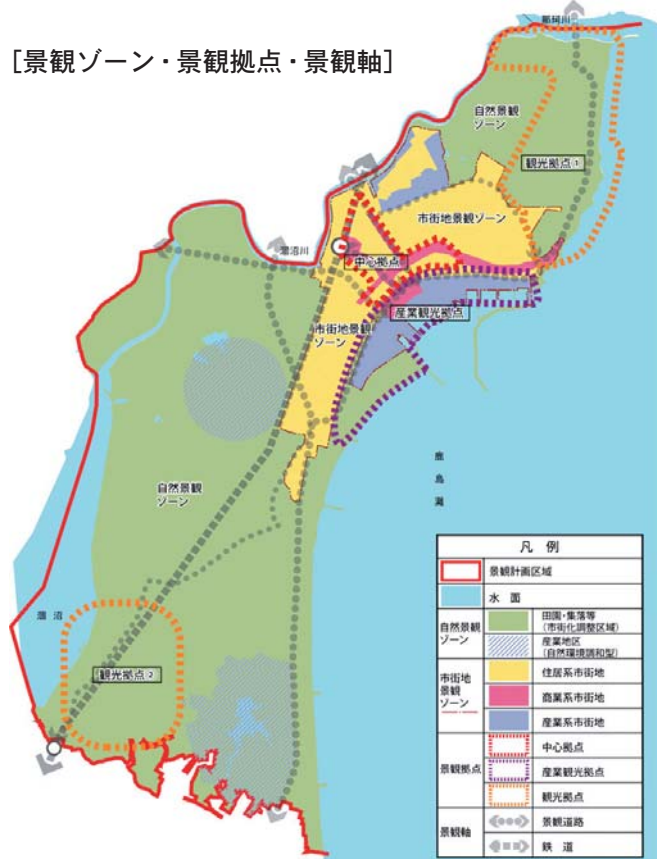
【道路・鉄道】

- 沿道沿線の自然景観を活かし、観光客をお迎えする景観軸づくり

シンボル景観・眺望景観の基本方針

- 大洗町の良さをPRするシンボル景観・眺望景観の保全と活用

〔景観ゾーン・景観拠点・景観軸〕



②景観形成基準

景観形成基準については、景観計画区域（町全域）で、良好な景観の形成に影響を及ぼすと考えられる行為（一定規模以上の建築物等）に対して「自然景観ゾーン」と「市街地景観ゾーン」に区分して基準を設けるとともに、おもてなし空間として重要である「景観拠点」においては、「おもてなし景観づくりのしつらえ」（推奨項目）を設定しました。

建築物の景観形成基準

【自然景観ゾーン】

- 位置：海や潤沼等の水辺の眺め、周囲の山並み等の眺望、景勝地を著しく妨げないよう配慮する。
- 形態・意匠：周辺景観との調和に配慮し、緑の連続するスカイラインに調和するよう高さを抑えたり、傾斜屋根にする等工夫する。
- 外構：既存樹木は極力活かすように配慮し、周辺の自然景観や集落景観に調和するよう生け垣等の沿道の植栽に努める。

【市街地景観ゾーン】

- 位置：道路等の公共の場所に面した部分は、壁面後退やオープンスペースの確保等により、街なみに開放性やゆとりを持たせるよう配慮する。
- 形態・意匠：建物の高さや規模は、街並みとの連続性や一体感を創出するように努める。
- 外構：敷地内の空地や建築物の前面は、歩行者に配慮した開放的なつくりや沿道緑化による潤い空間創出に努める。

景観拠点の推奨項目

【観光拠点①（大洗海岸公園周辺）】

- 神磯の鳥居等の景勝地の眺望、大鳥居のビスタ、海辺の眺望に配慮する。

【観光拠点②（総合運動公園・潤沼周辺）】

- 潤沼の自然、歴史、文化や風土に馴染むデザイン、生け垣等の外構を取り入れる。

【中心拠点（市街地中心部）】

- 道路等の公共の場所に面する部分に、海の町らしさを感じるデザインを取り入れる。

【産業観光拠点（臨海地区周辺）】

- 海やマリントワーの景色を保全するよう配慮する。



■今後の取り組み

本計画に基づく景観まちづくりを推進するために、平成28年度中に景観条例の制定を行います。また、良好な景観づくりのためには、町民や事業者に対する計画内容の周知徹底及び情報提供を行い、町民や事業者が景観づくりに関心を持ち、来訪者を“おもてなし”できる景観づくりを進めて参ります。

